
第 2 回 朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和 6 年 5 月 16 日（木曜日）

日 時 令和 6 年 5 月 16 日（木） 午前 9 時 00 分開会
場 所 議会第 1 委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和 6 年 5 月 1 日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	淵 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司 君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一 君

午前 9 時 00 分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、おはようございます。大変御苦労さまでございます。ただいまから第 2 回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、日程協議でございますが、本審査会は本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

第 2 回朝来市議会政治倫理審査会は本日 1 日限りとすることに決定をいたしました。

それでは、早速審査に入っていきたいと思いますが、資料提供が横尾委員のほうからされておりました、これは前回審査の手順について打合せしました折の大前提の確認の資料かと思いますが、横尾委員じゃなかったでしたっけ。違いましたか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） これに関して、特に付加されるようなことはございますか。

[発言する者あり]

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

では、こちらのほうで提供いただいた資料について述べさせていただいて、前回の振り返りからして審議に入っていきたいと思います。

委員用の資料になっておりますので、委員の皆様には御覧いただけるとは思いますが、出雲市議会の議員政治倫理条例と小牧市の市議会の議員政治倫理条例の2つを資料として挙げていただいております。

このお話が出ましたのが、前回、本審査会の審査の方針につきまして、まず大前提として、条例の確認をして、共通理解を委員の皆さんに持っていただけておくと、ただし今回の場合は、3条1項1号ということですので、調査の過程で何度か復習と言いますか、再度確認しつつ進めていくようなことになるということですので、総論的な確認をまずすると、そして小前提として事実の確認に入っていきたいと思いますという流れで御了解を得ております。

その大前提となります条例についてなんですけれども、朝来市議会議員倫理条例の3条1項1号に示されております市民全体の代表としての品位と名誉を損なうような一切の行為をしないことと、こういう政治倫理基準でありますけれども、この該当性を判断していかなければいけないんですけれども、この本条が定めます行為規範というのが、他の2号以下の規範に比べまして、包括的な記載の仕方になっておりまして、その運用が他の号ほど一義的に判断しにくい部分があるということですので、その運用に当たってはできるだけ運用上の判断が客観性を担保できるような施行をしていかないといけないということでした。

そのために、他市の条例とか、逐条解説等を参照して、具体的な事例を学習する、参考にしていくと、そうすることで現実にこの規範自体は、結局のところ社会的な評価で該当性を判断するしかないんですが、その判断をするについてのたくさんの物差しが得られるということで、客観性を担保していこうというふうな話をさせていただいているかというふうに思います。

注意しなければいけないのは、議員の正当な活動を制限することのないようにということでございます。基本的には、議会の会議とか委員会におけます議員の発言というのは、明らかに法令とか会議規則とか、そういうものに違反する場合を除いては、原則的に発言自由の権利、発言自由の原則というのがございますので、それを犯すことのないように注意しなければいけません。

ただその一方で、その発言自由ですけれども、限界が当然ございまして、名誉毀損とか誹謗中傷とか差別的な発言とか、いわゆる一般的に公序良俗というような物差し、そういうもので発言自由の原則が議員に認められている趣旨にそぐわないようなものにまで保障されるということではございませんので、その均衡を図っていくという必要があるわけでございますが、その判断の公正性、客観性を担保するためにいろいろな他市の条例であるとか、逐条解説、具体的な事例を参考にして、本審査会で問題になる事例に当てはめて考えていきたいと思いますという流れで御了解をいただいているところかと思いますが、ここまでの内容で何か御意見ございますか。ございましたら御意見

をいただきたいと思います。

実は、今回の申立ての事項が3件出ているわけなんですけれども、いずれも冒頭に申しましたとおり、3条1項1号の前段の部分の市民全体の代表としての品位と名誉を損なうというところの判断ということになっていきますので、それに該当する先ほど申しました具体的な事例がどのようなものが扱われているかということの参考のために横尾委員のほうから2つほど、他市の条例を挙げてくださいというところでございまして、これは例えば、虚偽の発言や情報発信によって他人の名誉を傷つけるような行為というものが本市では具体的に明記されてはいないんですけれども、この本市でいう3条1項1号に該当しますということを具体的に明示している条例があるという事例になっているかというふうに思います。

それでは、条例の取扱いについての注意点を復習させていただいたところで、前回、この審査の手順といたしまして、次に具体的な申立て事項についての事実確認をしていく上で必要な調査対象資料を挙げていただいております。

まず、28号関係については、本会議12月定例会、12月25日の議事録が上がってきております。

基本的にこの3件、28号から30号までの申立てがございまして、それぞれについて前回幾つかの資料要求がありましたので、その準備をさせていただいております。前回の28号から30号、この順番どおりにまずは確認していくということで委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 28号に関しましては、ただいま申し上げましたとおり、本会議12月定例会、12月25日の議事録と、それから本会議3月定例会の議事録、それから産業建設常任委員会の10月24日、11月27日、12月14日の議事録、それから中小企業等振興条例の10月24日の段階における産業建設常任委員会での条例案、そして12月25日に実際に上程され、可決された条例、この2つを資料として要求をいただいております。

それから1月19日、日下議員から、それから2月5日と9日に松井委員から出された抗議文書についても要求されておまして、準備をさせていただいております。

なお、12月25日本会議の映像に関しては、これはまた後日必要が生じれば再考するという取扱いにさせていただいておりますので御了解をいただきたいと思います。

ただいま申し上げました順番で調査に入らせていただいております。御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 御異議がないようでしたら、最初に本会議12月定例会、12月25日の議事録から申立ての事由の確認をしていきたいと思っております。

虚偽の発言に関する倫理条例違反の訴えが基本になりますので、問題となっている発言がこの会議録のどの部分に記録されているのか、その部分を特定し、その発言の内容とその前後の文脈から考えて倫理条例が禁止する内容に該当するかどうかを判断していくという手順になっていくと思

ますけれども、まずはその該当部分の特定の作業から始めることになるかと思えます。

12月定例会、12月25日の議事録に関しての事実確認について御意見がございましたら、お願いをいたします。

委員の皆さん、一応お目通しはいただいておりますね。いいですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、議事録の7ページですけど、7ページの一番下のところの吉田議員の発言の中で、当初、以前の産建委員会で作られた条例案を新しい産建委員会で変えたことについて、パブリックコメントを経ずにまた変えてしまったことについて、ましてや同じ委員さんが1か月を経ずに内容の変更を認めると、そして決まったことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのかと思えますけどという発言をされています。

これに対して、松井議員が10ページになりますね。10ページの松井議員の発言で、先ほど吉田議員の発言の中で、産建委員会の委員として、委員としての資質を疑うというのは非常に大きな侮辱をされる発言を受けました。水田議員と共に非常に大きな侮辱を受けたと思っております。

私は産建委員として何ら恥じるような行動はしておりませんし、そういったことを言われる覚えもございません。正式に謝罪を要求いたしますというふうに述べられています。

したがって、吉田議員の資質を疑うという発言について、松井議員は自分自身侮辱を受けたというふうに思っている、そういった事実だというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ただいまのは7ページに記録されております吉田議員の委員としての委員さんがという表記はされておりますけれども、委員の資質という問題を提起されていると、発言されていると、この部分が申立ての7ページでございます。対象ではないかという御意見でございます。

ただいまの御指摘についてでも、また別にわたる部分についてでも今の時点では構いません。御意見をお出しいただきたいと思えます。

先ほども申しましたとおり、発言の内容というのは文脈の中で意味が当然最終的には確認されていくということになるかと思えますけれども、そのキーになる部分がどこかということでお伺いをしまして、先ほど加藤委員のほうからこの部分がキーになる部分であると、その文脈がこの発言の内容を理解する上で必要であるということの御指摘でございます。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 加えて、11ページにありますけれども、謝罪を本会議で要求された後に、吉田議員から松井議員に向けて発言されておりますが、中ほどにありますね、条例を改正するか、改正しないかを含めて正副委員長にお願いしますとこのように発言されているわけであると、採決するときにはほかの議員に私の分まで採決してくださいとはならないというような発言がありますけれども、これも含めて侮辱発言、あるいは名誉毀損、そしてケーブルテレビで発言したことによるハラスメント行為、こういったことは松井議員のほうから訴えられているというふうに理解してお

ります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 11ページの記録の中で、ただし、その条例を改正するか、改正しないかを含めて、正副委員長にお願いしますと、このように発言されている。採決のときに他の議員に自分の分を採決してくださいといったような内容の発言になっているという御指摘でございます。

ほか、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） もう一つ追加して述べますと、問題となっている発言は8ページにもあるというふうに思います。

7ページで委員の資質もどうなのかというふうに吉田議員が述べられて、それに対して日下委員長が新しい委員も加わって、いろいろ検討した結果、修正するということを説明した後に、吉田議員の発言として、この委員会や議会が間違っている。不適切、もしくは勉強不足、こういうふうに市民の方は理解すると思いますというふうに述べられています。これに対しても産業建設委員会に対する侮辱的な発言というふうに松井委員は取られるのかなというふうに推測されます。

○委員長（藤原 正伸君） 8ページの中ほどの委員会や議会の議案の取扱いについての方法論、手続についても不適切、勉強不足、こういう発言があつて、それらの不規則発言が該当してくると、こういう御指摘でございます。

そのほか、いかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今、おっしゃられるとおり、7ページ、8ページ、10ページ、11ページがその対象になるだろうと、それはそうだろうと思うんです。

もう一点、ちょっとちらつと言いますが、点検しておくべき点が1点あると思っています。それは10ページの松井議員の発言なんですけれども、ここで読み上げますけれども、私は先ほど吉田議員の発言の中で産建委員会の委員として、委員としての資質を疑うというのは非常に大きな侮辱をされる発言を受けました。水田議員と共に非常に大きな侮辱を受けたと思っています。私は産建委員として何ら恥じるような行動はしておりませんし、そういったことを言われる覚えもございません。正式に謝罪を要求いたしますと、こういう発言があるんですけれども、この発言の位置づけなんですけど、これは正式に謝罪を要求いたしますというのは、動議だと思ふんですよ、謝罪要求、動議を提出されておるといふことで、動議扱いを本来議場の運営としては、直ちに動議として扱って、賛成者がいるかどうか、動議として成立するかどうかということについての確認を多分すべきだったのではないかなと、確認して動議が成立したとすれば、直ちにそれは優先事項ですから、その動議を扱うというふうな位置づけの発言ではなからうかと。

振り返って、この間の議場運営を見ていまして、こないだの本会議でもそう、動議出しました、休憩動議とかね。賛成される方ありますか、どうですかということ、直ちに議長がその動議が成立するかどうかを確認して、休憩に入っています。通常そういう扱いだろうと思ふんですよね。

これ動議にもかかわらず、吉田議員が発言要求して、議長がそれを示して、発言が続いた。松井議員の謝罪要求に対する意見という形でかぶせているというような位置づけになっているので、ここがどうなのかなという、松井発言の位置づけについてちょっとチェックはしておく必要があるのかなという点を申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 議事録の中の該当事項としては、冒頭に加藤議員が指摘された部分でございますけれども、本倫理審査会の直接の対象ではないんだけれどもということでもよろしいですかね。

本来、これは動議であって、会議の運営としては、その動議の要件の確認に入っていきべきだったところであると、要するに謝罪要求の動議が出ているという事実と見るかどうかということは、本審査会の審査の中身には影響してくることがあるだろうというふうに思いますので、その面も傍証ということにはなりますが、確認する必要があるのではないかと横尾委員の御指摘だというふうに思います。

論点として、今挙げていただいているのは、要するにここを中心に今後事実確認を進め、最終的には適・不適の判断の後においては、その判断に応じた措置の中身も検討する必要がありますので、そのときに全てまた考慮していかなきゃいけない事柄だろうと思いますし、その結論に至るまでに、当然ながら申し立てられた方、それから審査請求者についても御意見を伺っていくということになりますので、今挙げられているところに限る話ではないんですが、話の柱としてこの部分で議論を進めていくということになると思いますので、そういう趣旨で皆さんの御意見を今は伺っております。

ほかに、渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 横尾議員が指摘された件ですけれども、これは委員長がもう傍証的扱いというような表現をされたんですが、それが今日の審査の中で確認しようとしている朝来市の倫理条例の3条1項1号との関係では、どのように取り扱うんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 私、傍証的と申しました。その前に直接の審査の対象でもないということも申し上げたかと思います。

結局、いわゆる申立人の申立て事由の状況証拠といいますか、情状資料といいますか、私の理解としては、今のところそういうふうなことで排除する理由はないという意味で発言させてもらったんですけれども、全く関係ない話ではないですねという意味でお伝えしたんですけれども、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今の説明では不足でしょうか。

要は、申立人がどの程度の被害意識を持ったかとかいうことの一つの根拠になるかなと、こういう意味合いでございます。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 横尾議員が指摘されたのは、要するに議事運営上の問題点というのが中心点だろうと思いますので、それが朝来市倫理条例の3条1項1号との関係というのはちょっと希薄

かなという、私はそういう思いがします。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 横尾議員の御指摘については、確かに荊本議員おっしゃるとおり、議事運営上の問題としてはここで扱うのは、それほど重要でないかなというふうに思いますが、松井議員の思いを考える上では重要なかなというふうに思っております。

というのも、地方自治法の133条を皆さん共有していただきたいんですけど、普通地方公共団体の議会の会議、または委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるというふうに、侮辱を受けたというふうに明言して規定されています。

松井議員もここで侮辱される発言を受けたというふうに侮辱という言葉を使っているのは、恐らくこの133条を意識して、ひょっとしたら発言されているのかなというふうに思いますので、ある程度かなり確度を持って侮辱を受けたので何らかの処分を求めるというふうに、その場の発言ではなくて、ひょっとしたら思いを込められているのではないかなというふうに思いますので、大事に扱うべきかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私が申し上げた理由は、議事運営上の問題だろうということなんですけれども、つまり、本来、本会議場の発言です。本会議場の名誉毀損的な発言、あるいは侮辱的な発言については、法的にも、あるいは会議規則的にも懲罰要求、懲罰委員会等の範疇に入ると思うんです。

発言から3日以内に懲罰案件について申し立てるという、これが本来の筋道じゃなかろうかなと思います。本来そうして処理されるべき案件が政治倫理審査会という場に移っているわけですね。必ずしも政倫審のテーマではないはずの案件ではなかろうかと。本来、議場の懲罰動議、会議規則で処理していくべき案件だろうと思うのがここへ来ているという、そういう意味があるので、この政倫審にこの案件が来ている判断、私としては、これはやむを得ないのかなという判断をしているんですけれども、そういう問題があって、政倫審に来ていると理解しており、私はそう思っているんですけど、そういう問題があるのではなかろうかと。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） ちょっと横尾さんにお伺いしたいんですけども、もしここで動議を取り上げておれば、いわゆる松井議員からはそういった審査の申出はないと思われませんか。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 当然、そうでしょうね。懲罰委員会の仕事になりますから、要するに、政倫審の仕事ではないという。本来、そうだと思うんです、議場での発言ですから、議場で処理するというか、会議規則で処理する、これが通常の運びだろうと思います。そこにミスがあった。ミスというか、あれですけどね。こういう形で流れてきておると、そういうふうに僕は理解しています。

○副委員長（水田 文夫君） 分かりました。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今回の件は、議長なり松井議員なりに直接話を聞いてみないと分からないことかなとも思いますが、ちょっと私が一つ推察するに、ちょっとタイミング的な問題が大きいのではないかなと思っていて、この発言要求されたのが、12月議会最終日の午後1時を過ぎた段階でして、その後、何の休憩もなく、1時33分には本定例会自体が全て閉会しています。なので、ここでもしその後、何日かあったりとか、休憩なりあったりしたら、もう少し動議として扱うべきかどうかみたいな議論はされたと思うんですが、ちょっとこのタイミングでもう議会を閉じてしまったので、もう何ともできなくなって、なので政治倫理審査会の要求につながったのかなというふうに、推測ですけど思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見いかがですか。

会議録に現れてない文脈、脈絡という意味では、御指摘のような事柄もやっぱり検討の考慮の範疇に入れて審査に臨むべきだろうというのが御意見かと思いますが、瀧本委員、その範疇で御了解いただけますでしょうか。

瀧本委員。

○委員（瀧本 稔君） 委員長が当初言われたように、文章的位置づけということで取り扱うなら了解します。

○委員長（藤原 正伸君） この動議の取扱いの適否について審査する権限はここにはございませんので、その点は明白でございます。

ほかにございますでしょうか。

12月25日の会議録の該当部分としては、ただいまいただきました御指摘でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 何度も申し上げますが、文脈の中での意味合いの検討になりますので、今御指摘いただいたその前や後ろが対象にならんという話ではないですので、調査の目印として、今御指摘いただいたようなところが該当してくるといふふうに御理解いただければと思います。

それでは、12月定例会、12月25日の議事録はそこまでといたしまして、次に、本会議3月定例会議事録、これについても要求をいただいております。

これについて同様に該当箇所の確認をしていただきたいと思います。

今、送っていただきましたのが3月定例会、同様の発言が記録されているという趣旨で、確認対象ということで上がってきております。これにつきまして、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

これ副議長でしたっけ、要求されたの、違いましたっけ。加藤委員ですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 28号のときに要求がございました。ですので、28号に関してでございます。

暫時休憩します。

午前9時45分休憩

午前9時46分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すいません、先ほど見ていましたら、松井委員から申立書の中の文章の中に、さらに続く3月定例会においても同内容の発言を再び行っているという表現がありますから、それに関連するのかなと思う。それに関連して事務局はどちらから資料としてということがあったのでしょうか、というような推測をしましたが。

○委員長（藤原 正伸君） 別に悪者を探しているわけじゃないので、御了解いただきたいと思えます。どなたからの要求だったか分かりますか。私だったりして、そんなわけないか。分からないですか。ちょっとどなたに要求していただいたか分かりませんが、資料要求としては確かに上がったと思うんです。

今、御指摘がありましたとおり、申立書の中でも確かに触れられてございますので、上げてきております。委員の皆さんのほうで確認いただいて、それらしいといえますか、この部分ということがございましたら、資料要求された方かどうか関わりなく御指摘いただければ幸いですけれども、いかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） さっきざっと見たんですがあんまりないような気がするんですけどね。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） だからこの議会の中でも、ここの部分じゃなくて、別の部分なのかなという感じもして、もし資料要求された方がちょっと勘違いされてここを資料要求しちゃったのかなというふうに思いますけど、すいません。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、当然ながら申し立てされた御本人さんにも後日確認をしますので、そのときにまた特定できれば、それを確認させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、3月定例会の会議録につきましては、今のところ留保ということにさせていただきたいと思えます。

それから、続いて今度は、産業建設常任委員会の議事録ということになりますが、まず10月24日分についてです。今送っていただきました10月24日の議事録の部分でございます。

これにつきまして、事実確認のために必要な該当部分ということの御指摘をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設常任委員会の手続が不適切、あるいは勉強不足という、先ほどの12月定例会の指摘に対応してくる部分かというふうに思うんですけども。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 10月24日については、1ページから6ページ中段、この議題についての意見交換等終わるまで、ちょっと中段、異議なしという者あり、それでは以上で協議を終わりますというところまでのこれは全ページチェック対象だろうと思います。

○委員長（藤原 正伸君） なるほど、全体がそうであると、こういうことでございますかね。

その範囲にキーワードは散らばっているということなんでしょうかね。

ほかの委員の皆さん、御意見いかがですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 観点として、中小企業振興条例をいつ提案するのかということについてかなり議論がされていると思いますので、そこは非常に重要になってくるのではないかなと思います。

委員会の中では、12月議会の初日に発議を持っていきたいであるとか、でもパブリックコメントをかけたなら中日になるとか、そういった議論がされていて、いろいろと議論があって、最終的には12月最終日になったというところもあるので、その辺のタイミング、発議のタイミングみたいなのところもかなり関わってくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 発議の時期に関する議論がキーになると、こういうことですね。そこに関わる・・・

ほか、いかがでしょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 今のそれぞれの意見の中で、もう少し詳しく説明をしていただきたいんですが、どの部分が侮辱発言等に該当するのか。ざっくりばらんにここからここまでというんじゃなくて、この部分という指摘がもしあるならば、行っていただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 恐らく直接的な、先ほどの本会議の会議録のように、直接ここで用いられた字句が該当するという、そういう調査の対象ではなくて、12月定例会の本会議で議論されている根拠になっている部分、その論拠がここに置かれているという、そういう資料の位置づけかなというふうに思います。

だから、この資料に基づいて、12月定例会で発言がされたら、ここの理解はそれで正しかったのか、あるいは解釈を間違ったのか、あるいはちょっと語弊を恐れずに言うと曲解しているのかとか、そういう状況の把握のための資料ということになるかと思うんです。

ですので、恐らく今御指摘いただいた委員の方も、この部分が要するに侮辱発言であるという、そういう趣旨ではないかと思うんですけども。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） そうすると、この政倫審として、この資料の位置づけというのは再度はっ

きりしてもらいたいんですが、先ほどの本会議の中では、該当する部分というのが議事録の中から、この部分という明確な指摘がありましたけれども、今回は非常にそれを補うものというような趣旨のようでありますけれども、位置づけというものをもう少しはっきりしていただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 現段階におきましては、今言いましたとおり、先ほどの本会議の資料との関係では、主従の関係といたしますか、附属資料という関係になるのかなというふうに思いますが、現段階としてはそのぐらいの大きな分類しか、ちょっと私のほうでもできないというふうに申し上げるしかないかというふうに思います。

最終的には、12月定例会での発言の是非を判断する上で、恐らく必要になってくる資料なんだろうなど、この資料を見た上で、その12月定例会の発言の評価をしていくということについて、必要だということによって挙げられている資料ではなかろうかというふうに判断しております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これは詳しくはあれですけれども、吉田議員は発言の中で12月議会の初日で発議することを決めていたんじゃないかと、全会一致でという発言がございますね。その事実確認の上で必要だということで、果たして12月初日発議ということを全会一致で議決していたのかということの事実確認の上で、この10月24日の議事録が必要であるということですね。

これを見る限りは、中日での提案もあり得ることが決まっているので、初日に必ず発議するということは、前回議事録見ましてなっていないですね。そういうところでの事実確認として、この10月24日の会議の議事録は必要だったということです。

○委員長（藤原 正伸君） ただいま12月定例会での発言の誤りの根拠になる部分があるという御指摘がございました。

先ほどの渚本委員もそういうもうちょっと具体的な御指摘をいただきたいということだったと思いますので、ほかにそこまで根拠といたしますか、12月定例会の発言とリンクさせられる部分が具体的にあれば、さらに御指摘をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

今のところそのぐらいですか、取り出す部分としては。

提案時期をめぐるまして、途中で加藤委員の御指摘もございました、提案時期が重要な議論になっているということ、ただいま横尾委員から御指摘ありましたとおり、定例会の初日発議が決定されたかのような発言があったけれども、この会議録を見る限りはそうではないぞという御指摘、その辺の確認をする対象として、していけばいいということでございます。

ほかに御意見はございませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 横尾委員のほうからほぼ全体が審査対象だということでありますけれども、今の提出日の具体的な話をされたんで、この中にパブコメについてもちょっと吉田議員のほうから発言がありまして、5ページのところでですね。パブコメの後、若干の字句修正ぐらいはできるんで

すよというようなことを吉田委員おっしゃっていました。本会議では、パブコメ以降は、返ってきた後は修正できないんだというようなこともおっしゃっていたと思うので、この辺の確認はする必要があるのでないかというふうに思っています。

○委員長（藤原 正伸君） パブリックコメントの取扱いについて、本会議の発言とそごする部分があるので、そこを確認しなければならないという御意見でございます。

今、発議の時期に関わる本会議での発言、それからパブリックコメントの取扱い、効果についての本会議での発言、それを裏づけるこの産業建設常任委員会の中の会議録記録調査が必要であると、こういう委員さんの意見になっております。

今の2点のほかに何かございますでしょうか。

一応、それではただいまの本会議における発言2点に関しての確認資料という取扱いで、この産建の資料を確認していくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのように取扱いをさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15分からお願いをいたします。

午前 10 時 03 分休憩

午前 10 時 15 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

大変失礼しました。ちょっと機器トラブル等もありまして、休憩を早めさせていただきました。

それでは、産業建設常任委員会の10月24日の会議録についてはここまでとさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 同様な趣旨になるかとは思いますが、次に11月27日の産業建設常任委員会の会議録でございます。

これについても先ほどと同様な御意見をいただければ助かりますが、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず1点目として、パブコメ後の修正の是非についてが議論になっておりますので、6ページにあります、まず藤本委員から、条例文はもういらつたらあかん状態と聞かれています、委員長のほうで、いいえ、ミスとか間違い、語句をこうしたほうがいいんちゃうかという程度は言っていたら、提案していただいたらどうかなと思うんですけどというふうに発言されていますので、これに基づいていろいろなその後の修正があったと思いますので、その辺、この発言についてどういう評価をするかというところが大事だと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

パブリックコメント後の条文の修正に係る部分でございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、加藤委員がおっしゃったその上の部分の委員長の発言ですけれども、前メンバーでは準備を進めてきて、11月30日の12月定例会初日に委員会発議をする方向で話がまとまっていたというようなことで、委員会としては、こういうふうな方向で話があったんだよという、そこは前委員会で決めたことを委員長がどういう認識であったかというのは、ここで分かるかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 同様の条例の取扱いに関する部分ですけれども、委員会の意思決定についての発言が6ページに同様にでてくるという御指摘でございます。

ほかにございますでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 11.27の議事録は必要であるという、これはもう直接的なことですよ。

松井議員から侮辱発言やと言われているところ、つまりこれらの方って、3人の前委員ですよ。議員が3人いて、これらの方は前回なんて賛成しているはず。そのときの内容をほごにした。そうしてほごにして新たに作ったものをパブコメ取っていない、勝手に変更した。変更した内容を公表していない、手続もせず勝手に委員会で決めた、一般会議を当局とも確認した、全会一致で確認した、それが途中で変わるのか、まして同じ委員が、つまり3人の委員ですよ、1か月も経ずに内容の変更を認める、決まったことをほごにする、委員の資質はどうかと、こうあるわけですから、確かに10月24日に作った条例案と上程したのには若干違いがあります。それは、ここまですごにしたと、議員の資質を問われるぐらい勝手にほごにして、勝手に変えたというような、かなり強烈な批判なんですけれども、それは果たして事実なのかどうかということ、本当にどういう委員会であったのか、なぜ変えたのか、その3人の委員、つまり松井委員を含む3人の委員はどのような対応をして、これに対処したのかというようなことを11月27日と次の12月14日もそうです、2つの委員会できっちりとやっぱり精査して、初めて松井議員が侮辱やと言われている意味があれば、そこで分かるし、逆に、吉田議員が言っているほうが正しいんだということもあるかもしれませんので、そこらは議事録で客観的な立場でどうなんだろうという、きちっとした精査は、特に11.27、後の12.14も必要だろうなというふうに思いますね。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員、すいません、12月定例会の会議録の発言の該当ページをちょっともう一回お願いします。

○委員（横尾 正信君） 11月27日。

○委員長（藤原 正伸君） そうです。

○委員（横尾 正信君） 委員会ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 違います、本会議です。本会議の発言の検証材料ということですよ。

今回の意見で冒頭おっしゃいましたところの議事録の何ページに当たる部分を読まれましたか、7ページ。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 何ページかな、7ページあたりだそうです。

○委員長（藤原 正伸君） すいません、失礼いたしました。

先ほどの機器の不調で消えてしまっておるものもございまして、申し訳ありませんでした。こちらのミスでございます。

12月定例会におけます吉田委員の発言、今回の申立ての内容になってきます発言の部分の当否の判断の資料ということでございます。

その意味で、全体的に必要という御指摘でございまして、続きます12月14日の会議録についても同様であるという御意見であったかというふうに思います。

それでよろしいですかね。大丈夫ですね。失礼いたしました。

ほかいかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） この議事録で、やっぱり一つ大事な観点として、メンバーが半分入れ替わったことが委員会運営にどう影響しているのかというところが非常に大事なのかなというふうに思っています。

6ページの休憩後の日下委員長のところで、メンバー半分が入れ替わりましたので、改めて事実関係を残したいという意味で、当局を呼んで意見交換やって、最終確認というところにまとめたいと思うんですというふうにおっしゃっていて、だから、メンバーが半分入れ替わったから、もう一回ちょっと確認したいということです。

また、それに関して、前からいらっしゃる委員の発言として、例えば7ページの松井委員の発言として、松井委員の発言の一番最後のほう、前の産建委員をしていた者としては、一応結論は出ているんじゃないかなと認識はしております。であるとか、次の水田委員も引き続き継続委員ですけども、水田委員も委員長が言われるように手続上の問題とか云々あるんですけど、なるべくルールを外さないようにいってほしかったなというのが私の思いですとか、その後に日下委員長のほうから継続委員はやっぱり継続していますので話が変わってもらっても、これも困る話ですのでというふうにおっしゃっています。その辺が委員が3人変わったところをどう評価するのかというところが大事だと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

委員会の審査の継続性というか、委員会自体の継続性といいますか、その辺で、例えば本会議でしたら、その会議は不継続とか、そういう決まりがございませけれども、委員会に関しては、どうなんでしょうね、委員さんの間で知見を持ちの方いらっしゃいますか。あるいは事務局、何か会議規則上の取決め等について、今すぐに分かるようなことはございますでしょうか。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今おっしゃっておりますのは、委員会の構成といいますか、委員さんのメンバーが変わられたときに、前の委員会で決められたことをずっと引き継いでいかないといけないかというようなことに関してかなと思うんですけど、その点に関して、会議規則等ではっきりと明示されているものはないと思います。

ですので、少なくとも例規の上では、ずっと前の委員会で決まったことをそのまま保っていかないといけないという規定はないと思ってございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） そうだと思います。今の事務局のほうで、今の時点で確認できるところの情報をいただいたんですけども、本会議なんかの扱いと違まして、会議規則上、委員会の継続性であるとか、あるいは逆に不継続であるとかということの取決めは恐らくないんだというふうに思ひまして、委員会の例えば審査なんかでは、途中で委員の入れ替わりがあったようなときには、調査の経済的な要請なんかからその申し送りをしたりして、事実上そういう継続性を保っていつているというのが実態ではないかなというふうに思うんです。

ですから、そういう意味で言うと、委員さんが変わった、委員会が前委員会の結論を引き継がなければならないというそういう立場にはないし、またその引き継ぎをして、そのまま持つていくということも可能であると、本会議なんかと違って、そういうものではないかなと、規則でそこら辺をはっきり決めてあればそのとおりに従いますし、そうでなければそういう慣行になってるんじゃないかなと、慣例になってるんじゃないかなというふうに思います。

審査の経済性であるとか、あるいは状況、必要とされている、いついつまでに結論を出さなきゃいけないとか、そういう緊急性とか、いろんな要素が絡むと思いますので、その都度そういう判断をしていつているんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、逆に言いますと時間がたって委員が入れ替わって、重要性の変化みたいなものが環境的に生じた場合には、当然、前の決定をやり直すということも、これは禁じられる話ではないというふうに思うんですけども、委員さんのほうはいかがでしょうかね、御意見があったらいただきたいと思いますが。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的には、委員会のいわゆる会期も本会議に準じた形でほぼ理解されていると思います。ただし、委員会は本会議と違って、所管事務調査等ありますから、所管事務調査等の継続などは、本会議と違いますから、また、委員会独自の方法がありますけれども、議案審議等については、ほぼ基本的には本会議と一緒にすし、ましてや委員改選した後の前の委員会の諸事項を新しい委員会が引き継ぐ義務というのは基本にございません。

ですから、前委員会から次の委員会へ申し送りという形で蓄積してきたもの、あるいは要望というものを申し送ってやろうということですから、基本的には一旦議案等に関連した場合等についても、基本的にはほぼ原則御破算に近い扱いになるだろうと思いますので、今回は議事録を見ても申し送りという、残った3人の委員を中心に、新たに提案して、初日発議、あるいは12月発議でいきたいと思う、どうですか、いいですかというような形で、もう一回やり直しているの、そこはそれで正しいだろうというふうに理解をいたします。

○委員長（藤原 正伸君） 変更後の新しい委員会で再度協議し、決定していくという取扱いに問題はないというお話かと思ひますけれども、委員の皆さんのお考え、同様のお考えということによろ

しいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そういう前提で会議録も確認していくということにさせていただきたいというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。

先ほどのパブコメ後の修正の是非、最初に御指摘いただいたものも結局のところは委員会の性格のところで結論が出るということかと思えますけれども。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） もう一つ、この8ページの最後の松井委員の発言で、タイミングに関することですね。であれば、本来は初日の発議というのが望ましいと思うんですが、中日もしくは最終日に持っていくことで同意をいただけたら、何とか面目は保てるというか、前の委員としてはありがたいなと思いますけどいかがでしょうかという発言されていますので、この辺が、ちょっと私にはその初日と中日と最終日のその面目の違いがちょっと分からないんですが、その辺がやっぱりあるのかなという、いつで発議するのかというのをいろいろ意識しながらやっているのかなというふうに思いますけど、この辺をどう捉えるかというところだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それについては、こういうこういうことだと理解しています。

前委員会で、初日、ないしは中日で提案しようというふうに決めたので、したがって、最低限いろいろあったりしても12月議会の中で提案できたら、前委員と人はメンツが保てる、約束を果たしたことになるのかなという意味でおっしゃっているのではと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員の御指摘も恐らく松井議員が条例の成立に努力されているところが読み取れるというような趣旨で申立ての情状的な根拠になるのかなというような御指摘であったかと思えますので、横尾委員の今のお話と特にけんかする話ではないというふうには理解しますが、

ほかいかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） きっちり精査のところでやりたいんですが、ちょっと補足しておきますと、10月24日で、先ほど水田さん初日云々とこだわる、何でやとかありましたけど、こういう発言があるんですね。

いろんな意見交換した中で、最後、吉田委員が、中日になることも、あるいは初日になることもどっちも可能性はあるので、そこはいいようにしてくださいと、中日になるかもしれない、でも初日がいいんだけど、でもそこはいいようにしてくださいという発言をされているんですよ。これはこの発言と比べてどうなのということはありませんね。

○委員長（藤原 正伸君） これは24日の議事録ですね。

○委員（横尾 正信君） 10月24日です。

- 委員長（藤原 正伸君） 24日の議事録の5ページ、そういう発言ですね。
- 委員（横尾 正信君） そういう発言にもかかわらず、12月25日では、この条例案は12月議会初日、11月30日提案予定で前産建委員会では全会一致で確認されていた。初日提案できなかった理由を教えてください、こういう発言があっているんで、そこは御自分の発言と比べてどうなんですかと問われるところでしょうかと思いますね。
- 委員長（藤原 正伸君） ちょっと25日のほうに戻りましたけれども、同様に本会議発議の発言の趣旨の資料になる部分を御指摘いただきました。
加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） それに関して言うなら、細かいんですけど、吉田委員は10月24日の時点では、初日か中日を御希望されていたと。ただ、11月24日では、松井委員は中日か最終日でもいいのではないかという発言された。その中日と最終日の違いというのをもしかしたら吉田委員が非常に気にされていたのであれば、その理由は何なのかというところでもあります。そこは分からないところです。
- 委員長（藤原 正伸君） 分かりました。その発議のタイミングに係る部分ですね。
ほかいかがでしょうか。
今12月25日に戻りましたが、再度11月27日の分に関してはいかがでしょうか。
今、御指摘いただいたようなところでよろしいでしょうか。
大体、今後の検討の方向性も今お示しいただいたようなところがございます。
11月27日の会議録につきまして、御意見がなければ、次、12月14日の会議録を確認したいと思いますが、御意見ございましたらお願いをいたします。
加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） 一番大事なところとしては、一番最後の松井委員の発言ですね。9ページの終わりからになりますが、最終的に9ページの終わりから始まって10ページのところで、結論を委員長、副委員長のほうに委託といいますか、お願いして判断していただけたらありがたいと思いますというふうにおっしゃっていて、それを受けて、日下委員長が正副委員長のほうで調整いたしますというふうに発言しています。これに対して吉田委員のほうで、そういった正副委員長にもう全てを委託するのはどうなのかという発言があったと思いますので、ここは大事かなと思います。
- 委員長（藤原 正伸君） 本会議での丸投げでしたっけ、の発言に係る部分の確認資料に、この9ページから10ページにかけての部分該当してくるという御指摘をいただきました。
加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） 丸投げという言葉はどっか出てくるんですけど、すいません。
- 委員長（藤原 正伸君） すいません、今私ちょっと言ってしまったんですけども。
嵯峨山委員。
- 委員（嵯峨山 博君） 今、加藤委員おっしゃいましたところなんですけれども、松井議員本人が言ったか、言わなかったか、それを受けて吉田議員が本会議で言った、言わなかったという問題で

はなくて、これまでの過程がどうで、松井議員がどういう対応をしてきて、要はなぜ12月14日の産建委員会の中でこのような発言に至ったか、そういったところをしっかりと確認していく必要があると思いますね。

本会議で吉田議員がここだけを取り上げて、あたかも陥れるような発言になっていないか、これが冒頭、私言いましたようにケーブルテレビでも放映されますから、これがハラスメント行為にも当たるのか、当たらないのか、その辺もしっかりと調査していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それはそうとして、事実確認として、丸投げ議員というふうな言葉が松井議員からの審査請求書には書いてあって、議事録上、丸投げという言葉があるのかなのかというところですか。

○委員長（藤原 正伸君） 審査請求書と私、勘違いしました、先ほどの発言は。

探しているんですけども、そのようなことをしてよいことにはならないというような表現をされていたと思うんですけども、本会議におきましては。

いずれにしても嵯峨山議員も御指摘ありましたところの確認の資料であるということかと思いません。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 丸投げ議員って言ってたっけ。丸投げという、なぜ丸投げという言葉を使っているかということは、基本的には吉田議員が発言の中で再三にわたって全権委任という発言されていますから、その全権委任を分かりやすく、丸投げという表現にされたんじゃないかなと思いますけどね、類似語だろうと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 失礼しました。これもちょっと機器の不調がございまして、ようやく見つけました。

条例を改正するか改正しないかを含めて、正副委員長にお願いしますと、このように発言されている。採決するときには他の議員に私の分の採決してくださいとはならないわけですが、こういう言い方で本会議ではされております。大変失礼をいたしました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

途中で嵯峨山議員のほうからも御指摘ありましたとおり、この会議録ピンポイントでこの用語ということでリンクするわけではないですけども、この会議の全体を通じて本会議での不規則発言につながる要素が見てとれるという、そういう受け止め方といいますか、そういう理解も一方では重要なことかと思しますので、そういうことも含めまして、御意見がございましたら追加でお願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） メンバーの入れ替わりについて、引き継ぎはないというのが一般的であるということを確認しましたが、委員長の思いとしてですが、7ページの中段から後半、日下委員長の発言として、最終日に発議するかどうかですけれども、全会一致でないで発議できませんので、であるとか、次の8ページのところで委員長が、とにかく全会一致とならないと駄目なんで、全会一致となるように質疑をお願いしたいと思いますというふうに、つまりこの新しい委員の中で全会一致を確認してから発議をしようという、かなり強い思いが日下委員長の中であったのかなというふうに思います。その辺は確認すべきかと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

会議運営上、委員長の運営の状況がこのあたりの記録から分かるという御指摘でございます。

そのほかいかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 加藤委員おっしゃったように委員長の思いであるとか、前委員のメンバーであった松井委員、あるいは水田議員が、委員長を含めて3名、前のメンバーがどう進めていったかっていうのはこの議事録を見ても分かる発言があるだろうというふうに思っています。

それと、先ほども言いましたけど、パブリックコメントの取扱いであったり、軽微な修正が前のメンバーで提出されようとしていた条例とパブリックコメント以降にどういふふうな条例修正がなされて、それがどういふ取扱いをしなければならなかったのかというところも確認をしなければならぬんじゃないかというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 条例案の原案、それと前委員会で作られた条例案と、それから正式に上程されて条例となった条例も資料として要求していただいております、今指摘されました変更箇所を確認した上で、パブリックコメント後の変更として、指摘のような不備があるのかどうか、この辺がいわゆる非難に値する正当な発言なのか、そうでないのかという判断の基準になってくるという御指摘でございますので、条例については資料のほうとして準備しておりますので、その辺の確認をお願いしたいというふうに思います。

パブリックコメントの前後における修正の適宜については、本会議での議論での主張に登場しておりますので、その資料としていただきたいというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的に、松井議員含めて3人の前委員が約束したことをほごにしている、それはけしからんと、そういうあれなので、確かに10月24日に決めた条例案と上程した条例案は若干違いがございますし、日程上も最終日ぎりぎりの提案になっています。それらの2つのことが批判されるに値するのかどうかということだろうと思うんですけど、その上で11月27日、12月14日の委員会の内容は非常に重要だろうと、それを判定する上で、と思うので、これ見ましても、やはり新しく加わられた委員、足立委員と藤本委員と2人、3人いらっしゃるんですけども、やっぱりそれなりに発言されて、それが影響を大きく与えていますよね。それを委員長としては、その発言

を尊重して、丁寧に運営されているという印象を2つの議会から持ちます。

11月27日の委員会の最後のところで、足立委員が審議委員の思いもあるので、そのあたりを尊重していただいて、12月14日に気になるところを整理した上で、最終日の発議に持っていくという結論でいいのではありませんかというふうに提案されて、それで、そうだねということで12月14日の委員会に引き継がれております。

12月14日では、新しく参加された委員の懸念等を中心に当局呼んで、もう一回聞き直したりして、いろいろとやられて、そうすると、ここでもありますよね、足立委員が計画の策定と成長戦略をここで置き換えるというのは無理がある。ただし書を入れるとか、ある程度明記しておくなら読み替えも可能だが、このままではしんどいと、こういう発言がされて、委員長が最終日の発議を予定していると、全会一致でない委員会発議はできません、委員会発議ですからね。

足立委員のほうからちょっと無理があるという意見が出たので、修正文を考えたりして、1月にずれ込んでも問題はありませんので、再協議でよろしいかというような、そういう投げかけをされて、ここで紛糾といいますか、どうしようということになって、足立委員が12月発議は前の委員会の決定事項と聞いていると、発議の先送りは避けたい、私がこんなことを言ったからまた延びたというのではまずいと、自分としても困ると。

また、おられなくなった後でも、ちょっと意味分かんないんですけども、当局が退去した後という意味かな、後でも協議して、それなりの結論を出して、小修正が委員会の中でできるのなら、それも含めて検討したらどうかというふうに、やっぱり何とか12月発議してほしいと、したいという提案もあり、そんな中で、きっちり議論していくならやっぱり1月になるよ、いやでも12月にしたいという中で、休憩時間の中でいろいろな議論されたんでしょうけど、それを受けて、松井議員の発言があるんだと、つまり12条1項、13条2項の若干の修正等がもしあるんだっただらば、当局の見解もあると思うので、委員長、副委員長のほうに委託といいますか、お願いして判断していただけたらありがたいというふうに、この2項のそれなりの意見は当然出ているんですけども、12月最終日発議ということになると、かなり無理しなきゃいけないので、そこを調整していただいて、何とか12月発議にこぎ着けたらどうかと、詳細の部分は委員長、副委員長にお任せしたいと、こういう趣旨の発言だろうと思うんですよね。

そう流れからして、無理のないというか、理解できる発言だろうと思いますし、委員長が松井委員から意見がございました、12条1項と13条2項については当局側に意見がございましたので、正副委員長のほうで当局と意見交換して調整をいたしまして、12月25日に間に合うように確認後にその結果を送りたいと思いますのでそれでよろしいか、全会一致でよろしいと、こうなっているわけで、何か丸投げしたとか、そういうことではないと。若干の調整を依頼して、修正も含めてほぼ議論は尽きているので、どういうふうな形に表すのかということを担当と調整してくれませんかということだろうと思うんですよ。それをやった上で、本会議12月25日に前に間に合うように皆さんにお伝えするので、万が一、そこであれがあれば言ってくださいよということだろうと思うんですけど、間に合うように結果を送りますよということなので、委員会の運営としては、私はそう無理の

ある、瑕疵のある、あるいは問題のある、そういう運営ではないと思いますけど。

この松井さんの発言のバックヤードを理解する上で、12.14の発言、委員会の精査、これが非常に大事だろうというふうに思いますね。一部切り取ってどうこう言える発言ではないだろうと、最後の情状酌量、委員会の中でも今言いました、どうやっても12月最終日にやりたいんだと、こういう中で、じゃあどう調整して、どうするのかという、これを産建委員会が知恵絞って解決、こうしようというふうに決めたんだろうと、私は理解しますし、それはやむを得ざる面もあると、日下委員長のおっしゃるように1月でもいいんじゃないかということがあれば、もう少しゆったりした日程も組めたんでしょけど、そういうとこじゃないですかね。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

委員会の運営の仕方の是非がベースになりまして、協議の結果として、内容の変更と日程の違いが生じたことが非難に値するのかどうか。そのことが松井委員の委員長、副委員長のほうに委託といたしますか、お願いしますという発言を対象に非難が来るわけですけれども、この前後の文脈から考えると、そういう非難には値しないのではないかと横尾委員の判断を今お聞きしたような形になったかと思えます。

多少深く会議録の解釈まで進んでいただいたようなところでございますけれども、そういう意味で、委員会運営の正当性とかを確認する材料として重要であるという御指摘であるというふうに考えます。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 今日、冒頭委員長の進め方の話では、該当する場所を今日は指摘しようということであったと思うんですが、横尾議員のように、委員会の正当性まで踏み込む、今日はその場ではないと認識しておりますが、それでよろしいですね。

○委員長（藤原 正伸君） 結構でございます。

最初に申し上げましたとおり、資料の確認を今させていただきます。その資料についても該当箇所を確認を取りあえずして、その目標を見定めていきたいんですけども、次には今申しましたとおり、その該当箇所1点の意味はそこだけで分かるものではなく、今横尾委員も言われましたように、前後の文脈の中でそれが明らかになっていくと、その辺の解釈とか調査につきましては、当然ながら後日、また皆さんに御意見をいただいきながら協議していくということになっておりますので、今表明していただかなくても、むしろここでちょっと議論を闘わせないでいただきたい、意見表明にとどめていただきたいというふうには考えております。

ほかに何かございますでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 論点として指摘したいのが、その修正の程度の大小ですね。というのも、12月14日の議論で修正しようとしている修正が大きいものか小さいものかというのが全くありません。それ以前の11月27日の6ページの時点では、日下委員長は、ミスとか間違い、語句をこうしたほうがいいんじゃないかという程度は言っていたら、提案していただいたらと思うんですけど

と、そのぐらいの思いでおられたんですけど、それが結果的に13条の変更であるとか、附則の追加であるとか、そういったこと、それが当初の想定していた変更の程度なのかどうかというのは、ちょっとこの議事録からは読み取れませんので、付加確認すべきかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 途中でも軽微の修正であれば認められるという御意見も出されておりましたので、どの程度の修正なのかの確認は要るだろうという御意見でございます。

この辺も確認をしていくということによろしいでしょうかね。

そのほかにもございますでしょうか。

11月分、それから12月分ちょっと行ったり来たりしましたんですけども、当然一貫した今委員会の運営が基本になっておりますので、致し方ないところで御理解いただきたいと思います。

11月の分、12月の分、ちょっと錯綜しましたけれども、以上のようなところで、確認をしていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、産業建設常任委員会の資料につきましては、以上のような点に基づいて、さらに調査を調査対象としていくということにさせていただきたいと思います。

それから、先ほども触れましたが、中小企業等振興条例の原案とそれから上程可決案、これは資料として挙がっておりますので、これはこの会議録の審査の過程で併せて見ていきたいというふうに思いますので、ここでは特に違いについては御意見いただきませんが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それではそのようにさせていただきます。

それから、抗議文に関してでございます。

抗議文に関して。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 抗議文が見えないんですけど、どこにありますか。

○委員長（藤原 正伸君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 抗議文につきましては、現在、議会運営委員会の議員用の資料の扱いで今とどまっておりますので、今御覧いただけるようにはちょっとなってございませんので、報告申し上げます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 申し訳ございません。

ちょっと取扱いにつきまして、まだ確定できておりませんので、これはまた追って資料として、その出し方も含めて、ちょっとこちらのほうで調整させていただきますので、委員の皆様には御理解いただきたいというふうに思います。

それから、一応28号関係につきましては以上のようなこととなりますが漏れはないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、28号関係につきましての証拠方法としては、そのような形で調査の対象としていきたいと思えます。

引き続き、29号関係に移らせていただきますが、29号関係につきましては、1件、令和5年2月10日の産業建設常任委員会の議事録という形になっております。

29号関係、今お送りいただきました部分でございまして、こちらの議事録に関しまして、29号のほうの申立てに進んでおりますが、同様に事実調査としまして、該当部分の発言に当たるところの御指摘がいただければ幸いですので、よろしくお願いをいたします。

29号に関しましては、申立ていただいた書類の中にも御指摘はあるんですけども、委員の皆さんのほうで、それも併せて結構ですけども会議録の該当箇所の御指摘をいただきたいというふうに思っております。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） さっき言われたとおり、審査請求書にも書いてあるんですけど、まず6ページの下から2段落目、本会議である議員が言いました。今、よふどで学校給食センターと契約栽培の話が進んでるって言って、一般質問中、言ったんですという発言ですね。

もう一つは、7ページのところのよふどの恵がなぜここに入ったか。どういう調整したんだって。これに議員かかってたら、もう働きかけで、もう一発で政治倫理条例違反で首ですよ。で、それをまた本会議中に言っているから、その議員は分かっているんですよ、名前。学校給食センターに納入してくれと、よふどのものを納入してくれと、もう既に話ができてるって言って、本会議中に言っているんですよ、この部分だと考えます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そこだらうと思うんですが、調べる上で若干、追加の資料請求が必要かなと思うんで、申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） ほかの委員さんも御理解いただいているとおり、今加藤委員が御指摘いただいたのが申立てにありましたところのもう肝でございまして。

ただ、今横尾委員の御指摘のとおり、これの内容判断につきましては、これだけでは到底不十分かということになりまして、資料請求の申出が出ておまして、お聞きしたいと思っております。

横尾委員、資料について御指摘いただければ幸いです。

○委員（横尾 正信君） 吉田議員の発言で、本会議中に言ったという、これらの発言は全て本会議中で言ったということになってございまして、どの本会議で言ったのかということについては、これは多少やっぱり調べる必要があるでしょうというふうに思います。

したがって、これに関連する本会議というのは、もう既に一番最初の政倫審の資料として提出されている中に入っております。既に去年提出された資料であります。令和3年6月24日の藤本議員の一般質問、令和4年6月16日の6月定例会も同じく、藤本議員の一般質問、令和4年12

月13日、12月定例会も同じく藤本議員の一般質問、これぐらいかな、対象の可能性のある本会議で言ったという可能性があるのは、この3つの本会議だろうと思いますので、これは念のためにどうか、これは調べないと分かりませんので、この3つの定例会の藤本氏の一般質問、議事録を資料請求したいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

本来ならば、この漠然としている状況下で、むしろ御本人の聴取を先にしないと、この辺の資料の特定ができない状況なんですけれども、幸いなことにといいますか、朝来市議会の初めての政倫審の中で既に議論のあった部分でございまして、該当するであろう資料がそのときに用意されているということで、ある程度調査対象が特定できているというお話でございまして。

今お話しいただきましたのは、いずれも本会議での一般質問の会議録で、1つは、令和3年6月24日、それからもう一つが、令和4年6月16日、それと3つ目が、令和4年12月13日、間違いないですね。今いただきましたこの3つの一般質問の会議録、これに当たる必要があるという御指摘でございまして。

申立ての中身が言っていないという申立てなんで、なかなか言っていないことの証明を見つけるというのは難しいんですけど、少なくとも今言いましたとおり、この3つの会議録はお目通しをいただきまして、逆にというか、むしろ発生が見つかるようなことがあったら困るんですけども、困るといいますか、そこは確認する必要があるとこういうこととございまして。

もともとと言ってませんよと言われる方に全部証明させることはできませんので、委員さんのほうで、もしも必要だと思われる会議録がほかにあったらまた御指摘いただきたいと思いますが、横尾委員は1回目の政倫審にも関わっておられまして、この辺の議論もあったということですので、そのときに必要とされて出てきている今の3つの資料で一応、必要資料としてはとにかくあるんだろうと。まだ不十分だという御意見があったら、またいただきたいと思います。

今の3つの一般質問の会議録につきましては準備したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのように準備させていただきます。

ほか、この29号についていかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） これはもう本当に形式的というか、もう当たり前過ぎるかもしれないんですけど、この吉田委員の発言の中で指摘されている議員が藤本議員であるということは一応確認したほうがいいのかというふうに思います。藤本議員しかあり得ないということ、ほかの議員ではあり得ないということは、それは当然なのかもしれないですけど。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。

藤本議員に向けられた非難といいますか、発言であるということの確認が必要だという御意見でございまして。

ほか御意見ございませんでしょうか。特にございませんか、ほかに。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 資料としては、前回30号の関係では、同じ29号の取扱いでよいということでございましたので、その点も含めて、今3点、新たな資料要求がございましたけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと1点、それでは大前提のほうの話を少し意見交換させていただきたいというふうに思うんですけども、今、最後に加藤委員のほうから藤本委員に対する発言かどうかの確認の必要性ということがおっしゃられました。それ自体は重要なことだとは思いますが。

それから、前回、本会議のケーブルテレビの録画放送の取扱いについても誰に対する名誉毀損かを確認するために必要ではないかという御意見もございましたが、ちょっとこの政治倫理基準を定めて、その遵守を求めている趣旨というのを今日、多分この資料確認はここまでになると思いますので、ちょっとまた戻りまして、御意見頂戴したいと思うんですけども、本市の議員倫理条例が政治倫理基準を定めて、その遵守を求めている趣旨というのが、議員の政治倫理基準を確立して、職務執行の公正を担保することで、議会運営の適正を確立していこうと、それはその第1条が定めている市政に対する市民の信頼に応えるためだということだと思えます。

そういうふうに議員倫理条例の目的というのが、いわゆる公益を確保していこうということにございますので、前回、加藤委員がおっしゃったように、松井議員に対する個人的な名誉毀損かどうかと、つまり誰に対する名誉毀損になるかということは、もしかしたら、その目的からするとそんなに重要なことではないのかなという考えもあるんですが、どのようにお考えでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私は、誰に向けられた名誉毀損かということが重要になってくるのかなというふうに思っていました。というのも、これは刑法を論じる場じゃないんですけど、刑法上の名誉毀損罪については親告罪という形になります。名誉毀損された本人が訴えるということが大前提になりまして、基本的それになぞらえて考えたほうが的外れな議論にならないのかなというふうに思いまして、誰に向けられた名誉毀損なのかというのははっきりさせる必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） なるほど、一理、御主張も理解できるところです。

ただ、本市の倫理条例上は、名誉毀損を受けた本人だけに申立て権があるわけじゃなくて、一般の市民からも不当な発言であるということの申立ては可能ですね。そういう意味では、刑法における親告罪と同じ扱いをする必要もないし、むしろできない。なぜできないかという、先ほど言いましたように、この条例が目指している保護法益というのが、あくまでも公益を確保しようと、例えば、名誉回復とか、名誉毀損された方の人権が擁護されるというのは、その反射的効果でしかなくて、基本的にそこを目指すものじゃないというふうな考えができるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

淵本委員。

○委員（**瀧本 稔君**） 今回の場合は、個人の方からの訴えなので、例えば、どこかの委員会が委員会全体が侮辱されましたという申立てとは違いますので、加藤議員が言われたように、そこをきちんと特定するということが重要なことだと思います。

○委員長（**藤原 正伸君**） その申立ての方の違いによって、行為者の行為の是非とか違反の軽微というものは変わってくるものなんでしょうか。

結局、例えば、他人の名誉を傷つける行為があったか否かということについては、誰の名誉を傷つけたかということで、その内容が変わってくるものなのか、誰かの名誉を傷つける行為はそもそも議員としては、してはならないんじゃないかと、その辺の思考方法というか、その辺をちょっとまた次回までに一度皆さんそれぞれ考えておいていただきたいというふうに思います。

横尾委員。

○委員（**横尾 正信君**） 次回までということでは考えはいたしますが、基本的には私は加藤委員のおっしゃった考えで妥当なんじゃないかなというふうに思いますね。

今、具体的に松井議員のほうからこうやって出ているんですから、具体的な事実を論じるしかないというふうに思いますけどね。

見る限り、松井議員個人だけではもちろんなくて、最初は継続した3人の議員、あんたら議員の資格ないんちゃうかと、こういうふうになんて言われて、松井さんが謝罪要求して、その後、吉田議員がさらに、松井議員を特定した形での批判というか、されましたから、そういう流れの中なので、十分、松井議員がこういう訴えをされる、これも当然、個人としての立場で、議員個人として、松井個人としての立場で要求されると、もちろんそこに普遍性はあると思いますけれども、1人の申入れやということで、きっちり対処していけばいいんじゃないでしょうか。

○委員長（**藤原 正伸君**） 今の解釈に間違いがあったら指摘していただきたいんですけども、その理屈でいきますと、松井議員以外の対象に対する侵害行為は、この審査会の中で考慮すべきでないという判断になっていくと思いますが、その辺はいかがですか。

横尾委員。

○委員（**横尾 正信君**） それはそうではないと思います。

松井委員が訴えられる内容は、非常に普遍的というか、個人だけのものじゃないですから、基本的には。ですから、ほかの云々、それはちょっとしゃくし定規というか、機械的じゃないでしょうか。

○委員長（**藤原 正伸君**） そうしますと、また戻りますけれども、倫理基準に違反する行為があったか否かは、誰に対する行為かということは、さほど重要な要素ではないということになるんでしょうか。

瀧本委員。

○委員（**瀧本 稔君**） それは、私は拡大解釈になってしまうと思います。

例えば今、社会的にいろんな差別事件が起きて、それぞれ差別を受けた当事者と言われる人たちが訴訟を起こしておりますが、今の日本の司法の考え方は、例えば、被差別部落の人、障害者の人、

女性の人に対していろんな差別行為を行っても、その人個人が特定されたという識別情報が含まないとこれは成立しないんですね。一般的にこうだという論理では、名誉毀損なんかは成立しないというのが今の司法の考え方でありますから、それから言うと、そういう拡大解釈を、例えば、この政倫審が行ったとして、逆に今度、政倫審の結果に対して、反訴があった場合には、これは訴訟に耐えられないということになりますので、私は拡大解釈するのは、これは慎重に行わなければならないと考えております。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと拡大解釈という言葉の何て言いますか、法律的な意味合いとしてではなくて受け取っておきたいと思うんですけども、要は、今、渕本委員の御意見をそのまま採用させていただきますと、松井議員から申立てが来ていますから、松井委員に関わることだけを取り上げて、評価の対象にしなければならないと、こういうお考えでよろしいですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっと違うんです。

私は、松井委員から申立てしているけど、名誉毀損をされている対象が松井議員含めてほかの委員にもあるのであれば、その方々の名誉回復もしなければいけないと思っています。ただ、私、委員長と考えが違うのは、私の藤原委員長の解釈だと、不適切な発言をしたことだけを結論として、措置として注意をするというような解釈でいるんで、それは私は違うと思ひまして、もちろん不適切な発言の注意とともに、この名誉毀損を受けた方の名誉回復もしなければいけない、もしそれがもう結論としてそうなれば、しなければいけないというのが私の思いです。

○委員長（藤原 正伸君） なかなかちょっと難しいところだと思うんです、このあたりが3条1項1号の性格もあるかなという気もしてるんですけども、ちょっとその辺、今後の議論のベースをやっぱりできるだけすり合わせておかないと、空振りの議論になっていくと思いますので、今、恐らく渕本委員がおっしゃった協議すべき範囲と、それから加藤委員がおっしゃっている協議すべき範囲は、多分ずれがあると思うんですよ。

議論の論点がこのずれから生じるものだったら、このずれを修正していかなきゃいけないし、そうでなければ、その行為自体の性質を論じればいいし、この辺をちょっと整理しながら、次回以降議論していかないといけないと思っていますので、この倫理条例の性質みたいなものも少し次回までに御自身の中で整理をしていただいて、協議を続けたいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今日、資料としてお示ししていただいた、横尾議員のほうからかな、他市の政治倫理条例、やっぱり議員としての発言、または情報発信とていうのは明白な事実に基づいて行って、虚偽の事実をあたかも真実であるような適示をすることによって、他人の名誉を毀損する行為はやめましょうというのが大前提であると思います。

たまたまですけども、今回松井議員が提出された中には、松井議員以外に事実確認をすると、産業建設常任委員会そのものであったり、例えば、前任の3名の委員全てに該当するんじゃないか

というのは、これはもう事実確認として出るのであれば、それは松井議員オンリーだけじゃなくて、やっぱりそこにもかかってくるんだろうという、委員長が先ほどおっしゃいましたけど、条例の解釈というところをやっぱり同じ認識の中で、私はそういう認識でおって、横尾議員や加藤委員もそういうふうな認識だろうと思いますし、一方、渕本委員の場合は、ちょっとその条例の解釈が違うということでもありますから、その認識はやっぱ共通認識で行っていく必要があるなというふうに思いますね。

私は、条例はそういう解釈で、事実確認をすれば、幅が広くなれば、やっぱりそこも該当していくんだろうというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 1点、ちょっとそういう形の問題提起をさせていただいておきますので、資料確認と合わせて、その辺の意見もお持ちいただいて、検討していただければというふうに思うんですが、お願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、用意しておきました資料が今のようなことで、追加で求められました資料につきましては、次回以降準備させていただきます。今後、今日の協議をベースにしまして、具体的に必要な調査を進めていくこととなります。

今、28号、29号、それから30号と来ました。今後の審査計画について、ちょっと残りの時間で確認をさせていただきます。

記録の精査は、次回に今挙げられました資料も合わせてやらさせていただきますので御準備をお願いします。

それから、今ちょっと問題提起しましたことについてもお考えをちょっとまとめておいていただきたいと思います。

その上で、今後、関係する方々に御意見なり、事実確認のための聴取を行う必要があるかと思えますけれども、その関係者の聴取として、今必要と思われる関係者がございましたら、今日の時点でちょっとお聞きをしておきたいと思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すいません、30号は終わったんですか。

○委員長（藤原 正伸君） ごめんなさい、30号の資料要求につきましては、同じ資料ということでしたが、中身が違いますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すいません、30号でやっぱり追加したほうがいいなという資料が2点ございます。

よふどの恵がどういうところを名誉毀損、どういうところを正してほしいのかというような一連の流れについて理解する上で、非常に役に立つのは、3月19日、議会運営委員会の議事録、これはよふどの恵を招致して、いろいろとお聞きいたしました、内容はこれでございますから、これは非常によふどの恵さんの考えを図る上で非常に役に立つ資料だなと思いますので、それを請求いたします。

それと同時に、謝罪、いろんな請求があるわけですから、そのときに提出されたいいわゆる細見メモというのが議運に出されてございます。これもこの議論をする上での資料としては、役に立つと思いますので、この2点を追加請求したいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 本年3月19日の議運の会議録、それからそこに提出された資料1点、合計2件の資料要求でございますが、資料として準備させていただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 特に、よふどの恵さんについて、先ほどの29号のような該当箇所の確認はしませんでしたが、その点はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと資料が同上となっておりますので、記録上は同じ資料だということ、30号に関わる部分で、ちょっと戻ってしまいますけれども、先ほどの会議録の該当箇所、追加する部分がございますでしょうか、御意見いただけますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、一応確認の該当部分というのは、6ページのところで2つあると思ってまして、4段落目の、このよふどの恵っていうのは、僕は個人の団体やと思ってるので、個人の、要は市としては全く関係ない団体やと思っておりますというところとか、最終段落のところの、うちには全く関係のない組織です。団体はこの前会った細見さんですよ、代表を、私がやってくれて言って、一般会議のときに言われましたよという、この辺かなというふうに思います。

さらにちょっと資料がもしあるのかちょっと分かんないんですけど、この産建とよふどの恵さんが出られた一般会議の議事録というのはあるんですけど、ないんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 一般会議の会議録はございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 要求したいと思いますが、いかがですか。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、30号に関しまして、先ほどの2件に追加しまして、もう一件、一般会議の会議録の資料の要求がございましたので、これを合わせて準備するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それとあと、前後しまして申し訳ありませんでした。30号に関わる部分としましては、令和5年2月10日の産業建設常任委員会の会議録の6ページの真ん中辺り、よふどの恵の団体としての性格についての記述、それから一番下のほうの代表者についての記述、このあたりが対象事由として追加ということになりました。

大変申し訳ございませんでした。

30号に関して、ほかによろしいでしょうかね、漏れはないですか。前後して申し訳ございません

でした。ではそのような形で。

それで、30号も含めまして、資料の確認、精査を次回にやらさせていただきますが、その後に、一応関係者、一旦その資料の確認を精査した後に、関係者聴取というふうに考えておりますが、その取扱いでよろしいでしょうか、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 順序としてよろしいでしょうかね。

それでは、聴取すべき関係者として御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

規定上、規定上といえますか、倫理条例上の聞かなきゃいけない人は当然聞きますので、特にそれはもう申し出ていただかなくても結構ですが、それ以外の方で、いわゆる関係者がございましたら、御意見を聞いておきたいと思います。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 調査していく上で抗議文も出されてますから、日下議員にもお伺いできたらなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね、抗議文を出されてました中で松井議員は申し立てておられますので当然お話を聞く機会を設けます。日下議員が手続上、必要的ではないので、今要請したいというお考えですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、日下議員にも出席をお願いする予定としたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 議長、ちょっと分からないですけど、12月25日ですけど、最終日のところの議事進行について、まず本当に傍証的な感じになると思うんですけど、傍証として議長としてどう判断されたのかというのは聞いておいたほうがいいのかなというふうにも思います。

○委員長（藤原 正伸君） 動議の扱いに関わる部分での調査対象ということになっておりまして、その部分に関わって聴取の必要の申出がございました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですかね。それじゃあ、議長にも出席をお願いしたいと要請したいと思います。

そのほかございませんでしょうか。よろしいですかね。

また、この議事録等の記録調査の上で必要になったら、またその時点でお申し出いただければというふうに思いますので、一応今日のところは日下議員と、それから議長のお2人に対して出席を求める準備をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、今後の進め方としては今申しましたとおり、一旦、証拠の記録に当たった上で、関係者からお話を聞いていくという段取りにさせていただくことで今、御了解を得ましたので、そのように

進めていきたいというふうに考えております。

一応、今日、審査を予定しております内容は以上のような形となります。

ちょっとお待ちください。

委員の皆様のおかげから、そのほかに御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 大前提となる倫理条例の解釈のところ、ちょっともしできたら皆さんと共有したい他自治体の条例がありまして、今回、出雲市と小牧市を挙げていただいたんですが、ちょっと逆の観点で、2つちょっと申し上げますね。

滋賀県栗東市の倫理条例の逐条解説が1つと、もう一つは、埼玉県上尾市のやはり逐条解説、これについてちょっと共有いただきたい。

これは何かというと、朝来市と同様で、条文には、名誉毀損等は書いていなくて、品位と名誉を保つというふうにしただけなんですけど、逐条解説の中で、それが名誉毀損等も含まれるというふうに書いてあるものです。もちろんいろいろ調べると、そうそう書いてない逐条解説もあるんですが、その辺は各自調べていただくとして、この2点について参考になるかなと思いますので、資料要求したいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

栗東市、それから上尾市ともに逐条もついているということでございますので、非常に有益な参考資料かと思っておりますので準備をさせていただきますので、特に本市と同様の体裁を取っているということですので、参考になるかというふうに思います。

途中でもちょっと問題提起をさせていただきましたけれども、とにかく審査の過程もそうですし、結論において、客観性をとにかく担保したいと思っておりますので、他自治体の実例等々に鑑みることには非常に重要なことだというふうにお考えいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか、委員の皆様からございませんでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 日程を二、三回分もう先に決めておいていただけたらなと思ひまして、よろしく。

○委員長（藤原 正伸君） 日程調整は予定に入っておりますので。

それでは、ちょっと日程のほうなんですけれども、まずは事務局のほうで今月設定可能な日付が、取りあえず今月は28日しかございません。

[発言する者あり]

○委員長（藤原 正伸君） 榎谷次長。

○議会事務局次長（榎谷 進一君） 当初、政策説明会2日予定させていただいておりますけれども、今いただいております提出予定議案の精査をしますと1日で終了する予定になっておりますので、2日目の28日が1日開くという形で、今委員長のほうに報告させていただきました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） もともと政策説明会予定が入っておりましたので、何とぞ日程調整をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、28日に次回会議を持ちたいと思います。

午前でよろしいか、午前がよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、28日午前でお願いいたします。

さて、それから6月がもう会期中になりますので、おおむね予定が見えております。ここで日程調整をさせていただきたいと思います。

6月3、4、5のうち、1日取りたいと思いますが、可能な日をお知らせいただけますか、どこでもよろしいですか。

〔「もう火曜日ばかりということ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 4日よろしいか。

〔「ちょっと困る」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 4日困りますか、5日はどうですか。一般質問の前日になりますけど、よろしいか。

3日がよろしいか、月曜日。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですかね。

じゃあすみません、6月3日、午前がよろしいですか。いずれも午前ということで、6月3日午前ということで、翌週はもう全部埋まってしまうので、3日が来たら17でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 17日よろしいか。17の月曜日ですから。

そうすると今、直近では、この5月28日、6月3日、6月17日までちょっと確保させていただきたいと思ひまして、その後は状況によっても、もう少しちょっと詰めさせていただくかもしれませんが、一旦この3日間確保していただけますようお願いをいたします。

それでは、次回日程は5月28日午前9時ということでよろしくお願ひをいたしまして、本日の会議はここまでとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の政治倫理審査会はこれで終了します。

大変御苦勞さまでした。

午前11時54分閉会